

2024年10月改定版

大学生協がおすすめする



SUPIC  
SUPIC スピックは  
大学生協保険のマス  
コットです。

# 国内旅行総合保険

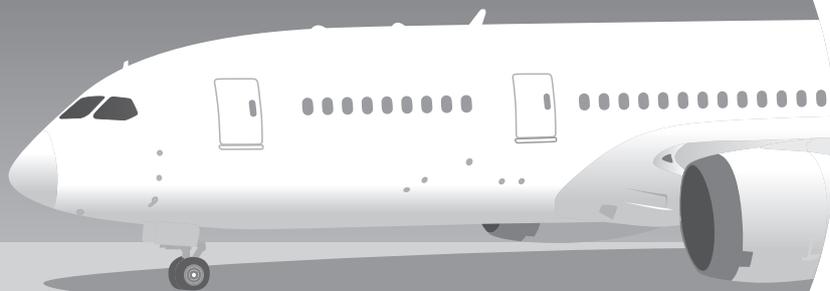
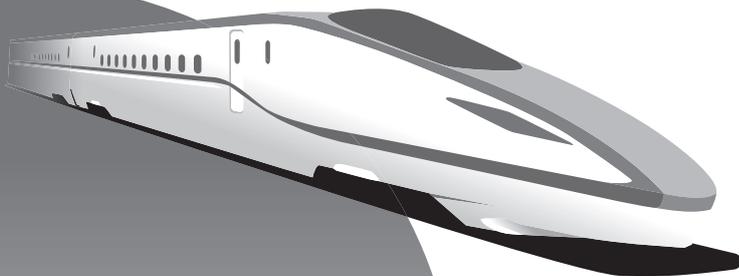
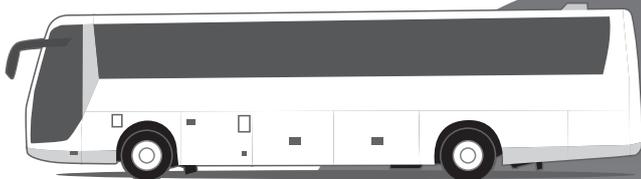
〈使用期間：2024年10月1日から2025年9月30日出発日分まで〉

**国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険**



この保険  
の  
ポイント

- 保障は**出発から帰宅まで**続きます
- 日帰り旅行から長期の旅行まで**幅広く対応**します
- 旅行先でのケガ・食中毒に加え賠償事故なども保障します



保険についてのお問い合わせは下記へ

**共栄火災海上保険株式会社**

**取扱代理店 (株)大学生協保険サービス**

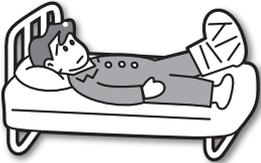
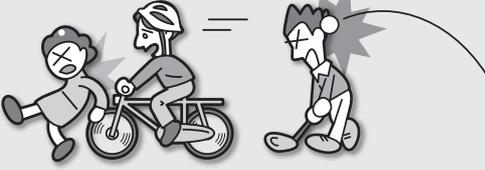
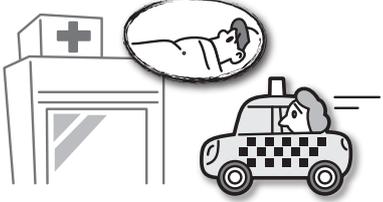
TEL 03-6636-8402

(株)大学生協保険サービスは大学生協の組合員を対象とする保険代理店です。

※この保険契約は、全国大学生生活協同組合連合会を保険契約者とする包括契約です。

# 楽しい旅行は安心から

国内旅行総合保険は自宅を出られてからご帰宅されるまでの間の次のような場合に保険金をお支払します。

CASE1 傷害事故※1	CASE2 賠償責任事故※2	CASE3 救援者費用等損害
<p>ケガをされたとき…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スキー旅行中に転んでケガをし、入院した。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡・後遺障害保険金</li> <li>○入院保険金</li> <li>○手術保険金</li> <li>○通院保険金</li> </ul> <p>このような場合でも補償します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅の階段やエスカレーターなどでケガをした。</li> <li>●ホテルの火事や交通事故でケガをした。</li> </ul>	<p>ごめんなさいで済まないとき…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●おみやげ店で誤って品物を壊してしまった。</li> </ul>   <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車で観光中に他人にケガをさせてしまった。</li> <li>●ゴルフのプレイ中に他人にケガをさせてしまった。</li> </ul>	<p>緊急事態になったとき…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内旅行中に事故にまきこまれて大ケガをして入院し、親族が看護に向かうことになった（交通費等の費用が発生）。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○捜索救助費用</li> <li>○交通費</li> <li>○宿泊料</li> <li>○移送費用 など</li> </ul>

※1 国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故\*でケガをされたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

\*急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは、「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

（注）すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

※2 自動車による賠償事故・レンタル用品の破損事故等・職務遂行（インターンシップを含みます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）の場合はお支払いの対象となりません。

## ■保険金額（ご契約金額）・保険料表

\*保険の対象期間は、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでです。

\*1か月を超える保険期間の設定はありません。

旅行期間	2日まで (1泊2日)	4日まで (3泊4日)	7日まで (6泊7日)	14日まで (13泊14日)	1か月まで
補償内容・保険金額					
死亡	408万円	419万円	504万円	523万円	449万円
後遺障害	16.32～408万円	16.76～419万円	20.16～504万円	20.92～523万円	17.96～449万円
入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
賠償責任(特約)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
救援者費用等(特約)	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
保険料	350円	400円	500円	700円	1,100円

## この保険に加入できる方

- 全国大学生生活協同組合連合会（略称：大学生協連）会員の大学生協の組合員
  - ※加入代表者およびご加入者全員が組合員であることがご加入の条件となります。組合員でない方はご加入できません。
  - ※お申し込み・変更・取消は旅行開始日の前日まで。

## 〈申込方法〉

生協窓口に「加入依頼書」に参加者氏名などをご記入の上、保険料を添えてお申し込みください。  
※ご加入にあたっては「重要事項説明書」をご一読ください。

【補償の概要】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産または外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ <sup>(※4)</sup> ・ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故 ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・むちうち症、腰痛その他症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>(*)</sup> の無いもの
	入院保険金	入院保険金額×入院日数 (注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。	・医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など
	手術保険金	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 <sup>(注)</sup> を受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	・ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任 <sup>(※4)</sup> ・職務遂行（インターンシップを含みます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・受託品に対する損害賠償責任（ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・核燃料物質の有害な特性による損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
	通院保険金	通院保険日額×通院日数 (90日限度) (注1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してお支払いできません。 (注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 <sup>(※5)</sup> を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 <sup>(※6)</sup> を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
賠償責任保険金（特約）	被保険者本人が、旅行行程中に日本国内で生じた偶然な事故による他人の身体の障害（生命または身体を害することをいいます。）または他人の財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。）もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1) 他人から物を借りている場合の損害は原則として補償対象外ですが、次の損害は補償します。 ・ホテル・旅館等の宿泊施設の客室や客室内の動産の損壊や紛失にかかる損害賠償責任 ・宿泊施設の客室外におけるセイフティボックスのキー・ルームキーの損壊や紛失にかかる損害賠償責任 (注2) 被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りです。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4) 訴訟費用等は損害賠償額が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	
救援者費用等保険金（特約）	旅行行程中に次のいずれかに該当したことにより、ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または被保険者の親族が費用（捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用等）を負担した場合 (1) 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (2) 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 (3) 事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または保険期間が終了するまでに入院した場合 (4) 被保険者が、疾病を直接の原因として旅行行程中に死亡した場合 (5) 被保険者が、旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として、発病した時以降、保険期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 (6) 被保険者が、旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として、保険期間が終了するまでに入院した場合	左記の費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。 (注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	・ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人の故意または重大な過失 ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産および流産ならびにこれらに起因する疾病ならびに歯科疾病 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動など <sup>(※4)</sup> など

(※1) 乗客として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が、通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含まれます。  
(※2) 前記傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、他の傷害保険とは異なり、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含まれます。  
(※3) 対象となる手術は、以下の①・②とします。  
①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。  
②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。  
(※4) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。  
(※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。  
(※6) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

■このパンフレットは保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、「重要事項説明書」をご一読ください。なお、ご不明な点は取扱代理店または共栄火災までご照会ください。

# 重要事項説明書

大学生協組合員向け国内旅行総合保険  
国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険

- この書面では、大学生協でご案内する大学生協組合員向け国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者代表の方以外にこの保険の補償を受けられる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ（<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## 1. ご加入前におけるご確認事項

### (1) 大学生協組合員向け国内旅行総合保険の仕組み

この保険契約は、全国大学生協連合会（以下「大学生協連」といいます。）を保険契約者、大学生協連の会員である各大学生協（以下「大学生協」といいます。）の組合員を被保険者、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする保険契約です。大学生協が組合員からの加入希望や保険料を取りまとめ、保険料は一括して共栄火災に払い込みます。

### (2) 商品の仕組み **契約概要**

被保険者が日本国内で旅行行程中（旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間をいいます。以下同様とします。）に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたとき、旅行行程中の偶然な事故により法律上の賠償責任を負ったときや旅行中に被保険者に緊急事態が生じたときに保険金をお支払いします。

### (3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者は、事前に所定の手続きを経て加入した組合員とします。（複数の組合員を代表して加入手続きをする場合は、当該手続きで対象とした組合員全員）

### (4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「補償の概要」の保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

### (5) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

賠償責任補償特約、救済者費用等補償特約をセットしたご契約となるため、補償内容が同様のご契約（国内旅行傷害保険以外の保険にセットされる賠償責任保障や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1保険のみに特約等をセットした場合、その保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が保障の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。

〈補償が重複する可能性のある特約（補償）〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	家族傷害保険 賠償責任補償特約
救済者費用等補償特約	安心生活総合保険 救済者費用等補償条項

### (6) 保険金額の設定等 **契約概要**

①保険金額はパンフレットの「保険金額（ご契約金額）・保険料表」の中から旅行期間に応じて選択してください。旅行期間ごとにその旅行参加者全員に対して同一の保険金額設定となります。（複数の旅行参加者がいる旅行で、旅行期間が異なる方がいる場合は、旅行期間毎に加入手続きが必要となります。）

②保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

### (7) 保険期間の設定（補償の開始・終了時期）

**契約概要** **注意喚起情報**

実際の旅行期間にあわせて保険期間を設定してください。なお、設定できる保険期間は最長で1か月までです。※この保険で補償されるのは、旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間となります。

### (8) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

被保険者1名あたりの保険料は保険金額、旅行期間によって決定されます。具体的にはパンフレットをご確認ください。

### (9) 加入手続き・保険料の払込方法等

**契約概要** **注意喚起情報**

「国内旅行総合保険加入依頼書」に必要事項を記入し、旅行開始日の前日までに各大学生協窓口で手続きをしてください。また、保険料は一括払いです。手続き時に一括してお払込みください。

### (10) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2. ご加入時におけるご確認事項

### (1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

**注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項（国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険）

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

### (2) クーリングオフ **注意喚起情報**

保険期間1年を超える保険契約では、お申込み後であっ

でもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、大学生協組合員向け国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険）は、大学生協連を保険契約者とする保険期間1年の包括契約となっているため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

- (3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**  
死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

### 3. ご加入後におけるご確認事項

- (1) 解約・解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**  
ご契約を解約する場合はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。  
■ご注意いただく事項  
○解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。  
○お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。
- (2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**  
一定の要件に合致する場合、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 4. その他ご留意いただきたいこと

- (1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**  
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- (2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**  
この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。
- (3) 重大事由による解除  
次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと  
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと  
③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと  
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること  
⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- (4) ご加入について  
保険金請求状況などによっては、ご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- (5) 事故が起こった場合  
事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

### ■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤルー通話料有料】

【受付時間】 平日 午前9:15 ~ 午後5:00



詳しくは、右記コードで開く一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

## 代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定相続人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

## ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 【ご確認いただきたい事項】

この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。

1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（ご契約期間）
- 保険料・お支払い方法（払込方法）

2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

## 保険に関するご相談・苦情は

商品・サービスに関するご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター **0120-719-112**（通話料無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

## もし事故が起きたときには

- ・事故が発生したときはすみやかに共栄火災までご連絡ください。
- ・賠償事故の場合、共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんのでご了承ください。また、賠償金額の決定にあたっては事前に共栄火災の承認が必要です。

### ①インターネットによる報告

共栄火災のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contractor/if/accident/univcoop.html>）もしくは大学生協保険サービスのホームページ（<https://hoken.univcoop.or.jp/>）から大学生協専用事故報告サイトにアクセスしご報告ください。その際、お手許に加入者証を準備していただき、以下の項目を報告ください。

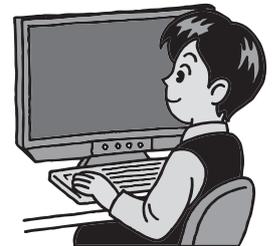
- ・大学生協名・旅行期間・加入代表者名 ・事故年月日時
- ・ケガをした方（氏名・住所・連絡先） ・事故の概要

### ②電話での事故報告は

「大学生協事故センター」  
**(0120-250-980)**

（通話料無料）へ

※最初に「大学生協の国内旅行総合保険」の事故報告の旨をお伝えください。



**ネットで約款! (Web約款)**

地球環境を守るため、  
あなたもエコしませんか？

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

## 保険に関するお問い合わせは

取扱代理店：(株)大学生協保険サービス

TEL 03-6636-8402

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

<営業のご案内>

月曜日～金曜日 10:00～17:00

(土日祝日および夏期休業日・年末年始休業日を除く)

引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6